

# 会津若松市町内会交付金交付要綱

(平成17年3月31日決裁)  
(平成18年3月31日決裁)  
(平成19年4月2日決裁)  
(平成30年4月9日決裁)  
(令和3年6月30日決裁)

(目的)

第1条 市長は、会津若松市区長等に関する規則（昭和30年規則第16号）第3条の規定に掲げる行政事務を円滑に進め、市民の福祉を増進するため、町内会に対し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付の対象)

第2条 交付金の交付対象となる町内会は、会津若松市区長等に関する規則第1条第2項の規定により定められた地区の町内会とする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる均等割額及び右欄に掲げる世帯割額を合算して得た額とする。

区 分	均等割額	世帯割額
79世帯以下	11,600円	750円以内×世帯数
80世帯以上	12,100円	

2 前項の規定にかかわらず、町北・高野・神指・門田・東山・一箕・大戸・湊・北会津・日橋・八田・堂島地区の町内会に交付する交付金の額は、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる均等割額及び右欄に掲げる世帯割額を合算して得た額とする。

区 分	均等割額	世帯割額
59世帯以下	12,600円	750円以内×世帯数
60世帯以上	13,300円	

(交付金の算定基準日)

第4条 交付金の算定基準日は、毎年度の10月1日（以下「基準日」という。）とする。

(申請手続)

第5条 規則第4条に規定する申請書は、町内会交付金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、市長が別に定める期日までとする。

(交付金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に定める別に定める軽微な変更は加入世帯数の30%以内の増加又は50%以内の減少とする。

(変更の承認申請)

第7条 規則第6条の規定に基づき、市長の承認を受けようとするときは、町内会交付金変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の時期)

第8条 市長は、交付金を原則として毎年12月に交付するものとする。ただし、年度内において新たに設立した町内会に対しては、設立した日の属する月から月割計算した額を交付する。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、町内会交付金実績報告書（第3号様式）によるものとし、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の会津若松市町内会交付金要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の会津若松市町内会交付金交付要綱の規定は、平成30年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。